

グッドエコツアー  
ロゴマーク使用についての規約

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本エコツーリズム協会（以下「協会」という。）が制定したグッドエコツアー制度のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用することができる者)

第2条 ロゴマークを使用することができるのは、以下のすべての項目に該当するツアーを実施している事業者／団体で、エコツーリズムの推進に寄与するツアーを実施しているものとする。

- (1) 自然や文化を紹介するガイドが働いている
- (2) 国内を訪問先とする
- (3) 有料で提供されている

2 ロゴマークの使用に際して以下の申請書類をメールにて事務局に提出し、使用許可を得なければならない。

- ①申請用紙
  - ②チェックリスト
  - ③外部推薦者1名以上の推薦状
  - ④ツアーパンフレットなど、ツアー概要がわかる資料
  - ⑤加入保険、保険証券コピー
  - ⑥グッドエコツアーのロゴ使用許可申請書兼誓約書
- ※必要に応じて追加しようの提出をお願いする場合がある。
- ※①②⑥は協会が定める所定のフォーマットを使用する。

3. 使用期間は、申請が受理されてから2年間とする。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、次の各号に掲げる目的で使用するものとする。

- (1) エコツーリズムの考え方に則ったツアーを広報する目的
- (2) エコツアーの提供を通じてエコツーリズムの普及を促進する目的

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークは推奨ツアーの告知などに使用する。

(2) ロゴマークは日本エコツーリズム協会がエコツーリズムに寄与するツアーを実施している事業者や団体を応援するものに対して付与されたもので、そのツアーに対する責任は一切関与しない。

(3) 推奨期間内でも、推奨基準から大きく外れると判断される場合は推奨が取り消されることもある。(チェックリストの回答に虚偽があった場合、ロゴマーク使用ルールに違反した場合など)

(4) ロゴマークを掲載したパンフレットやサイトなどは、作成後、日本エコツーリズム協会に提出し、使用期間終了時にはツアー参加者情報(人数等)を報告する。

(使用の制限)

第5条 協会会長は、ロゴマークの使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を差し止めることができる。

(1) 第4条に記載する遵守事項に従っていない場合

(2) 第3条の各号に該当しない目的で使用されている場合

(3) 組織団体、商品・サービスなどを協会が保証・担保するかのように使用する場合、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれがある場合

(4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのある場合

(5) その他、協会会長が不適切であると判断した場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(責任)

第7条 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの使用に関連して第三者に損害を与えた場合には、当該利用者がその損害について責任を負うものとする。

2 協会は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(補足)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める

附則（令和 6 年 12 月 11 日）

1. この規約は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。